

岡山県公報

発行

岡山県



【告示】

○ 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う
高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散
するおそれがある物品の移動の禁止

目次

畜産課

担当課（室）

目次

担当課（室）

令和7年12月19日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第五百六十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条第一項及び家畜伝染病予防法施行細則（昭和三十一年岡山県規則第四十号）第九条の規定により、高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品（家畜伝染病予防法第五十三条第三項の家畜防疫員が当該病原体を拡散するおそれがないと認めたものを除く。以下「汚染物品」という。）の移動を次のとおり禁止する。

令和七年十二月十九日

岡山県知事　伊原木　隆　太

一　移動の禁止の対象となる汚染物品

令和七年十二月十六日に高病原性鳥インフルエンザが発生した兵庫県姫路市の農場

二　移動の禁止の期間

令和七年十二月十九日から当分の間